

資料1

今後の県立高等学校通学区域（学区）のあり方について

最終答申（案）

平成18年 月 日

県立高等学校通学区域検討委員会

平成18年 月 日

島根県教育委員会教育長
藤原義光様

県立高等学校通学区域検討委員会
会長 山下政俊

県立高等学校の通学区域（学区）のあり方について（答申）

本検討委員会は、平成17年8月29日に島根県教育委員会から標記の諮問を受け、生徒一人ひとりの自己実現と県立高等学校の活性化につながる、これからの時代にふさわしい通学区域のあり方について、地域の実情も考慮しながら慎重な審議を重ねた結果、ここに答申を得たので報告します。

目 次

1 検討の背景	1
2 検討の基本的な考え方	1
3 検討事項と具体的な方向性	2
(1) 東西2学区制 及び 学区外入学率5%	2
(2) 特定校普通科の「地域」設定 及び 地域外入学率8%	3
① 8校の普通科〔安来・松江北・松江南・松江東・出雲・大田・浜田・益田〕	
② 出雲高校の「地域」のあり方（「地域外」としている旧平田市の扱い）	
(3) 松江市内普通科3校の小学区制	4
(4) 松江市内理数科2校の小学区制	5
(5) その他留意すべき事項	5
—資料—	
《資料1》 県民意識調査アンケート用紙	7
調査結果の概要	19
《資料2》 現在の学区図（①東西2学区・・・(1)普通科の学区）	22
現在の学区図（①東西2学区・・・(2)理数科の学区）	22
現在の学区図（①東西2学区・・・(3)専門学科〈商業・機械・建築〉の学区）	23
《資料3》 現在の学区図（②特定校8校普通科の地域設定）	23
《資料4》 現在の学区図（③松江3校普通科の小学区）	24
《資料5》 現在の学区図（④松江2校理数科の小学区）	25
参考資料1 都道府県立 全日制高校の学区に関する変更・検討状況	26
参考資料2 学区の変遷—松江3校と「地域」設定校を中心に—	28
参考資料3 諮問文	30
参考資料4 検討委員会設置要項	31
参考資料5 検討委員会委員名簿	32
参考資料6 検討委員会検討内容	33
参考資料7 県民意識調査の自由意見	34
参考資料8 パブリックコメントの意見	35

1. 検討の背景

(1) 通学区設定の経緯

本県の県立高校の通学区（以下「学区」という。）は、高校教育の普及と機会均等の理念に基づき昭和25年に設定された。当初は各高校、各学科ごとの小学区制を採用し、その後学区外入学の許容や東西2学区制の採用など数度の変遷を経て、昭和58年にほぼ現在の形になった。

学区があることにより、県内において地域バランスのとれた高校の整備が図られ、生徒にあまり通学の負担をかけることなく、それぞれの進路希望にあった高校教育を受ける機会が提供されてきた。また、地域社会と高校との連帯感が深まり、地域の方から支援を受けたり、地域の資源を活用したりすることで、地域社会と一体となった学校づくりが進んだ。

このように、学区は、その目的である高校教育の普及と機会均等を図るために大きな役割を果たし、一定の成果をあげてきた。

(2) 学区をめぐる新たな流れ

この間、本県の高校進学率は98%に達し、多様な生徒が高校に入学してくるようになった。また、高校から大学への進学率も40%を超え、卒業後の進路や高校教育に対するニーズも多様化してきた。このような流れの中で、学区に対する県民の意識も大きく変化してきた。

平成14年1月には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正があり、公立高校の学区を設定するか否か、またどのように設定するかについての判断がすべて各教育委員会に委ねられることとなった。また、県内においては、平成16年から17年にかけていわゆる「平成の大合併」が行なわれ、新たな市町村の枠組みと現行の学区の間に一部不整合が生じてきた。全国的に見ても、上記の法改正や市町村の合併等により、多くの都道府県において学区が再検討され、新しい制度が導入されるに至っている。

以上のことから、本県においても、県立高校の学区の望ましいあり方について新たな検討を要する状況となった。

2. 検討の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

審議は、県民の関心も高いことからすべて公開で行われ、16名の委員は、それぞれの立場や経験をもとに意見を交わし合った。審議の参考にするために、県民意識調査を実施したり、該当する高校の校長から学校の現状や学区に対する考え方を聞いたりした。その中で、委員から出された学区に対する基本的な考え方をまとめるとすれば、以下の4点である。

- ① 県立高校の学区は、地域に与える影響など広範な要素との関わりを持つ問題であるが、「生徒にとってどういう制度が望ましいか」という生徒第一の視点をもって検討を進める。
- ② 生徒の主体的な高校選択と、それに伴い、自らの将来を考え、学習意欲等の向上を図

るべく、基本的に選択幅を拡大する方向で検討する。

③中山間地域に対しては、生徒が過度に沿線部の高校へ集中しないよう、一定の配慮を行う。

④新たな市町村の枠組みと学区との不整合は解消する。

(2) 県民意識調査の実施

学区については、中学生や高校生に与える影響が極めて大きく、県民の関心も高いことから、中学生、高校生、及びそれぞれの保護者、さらに一般県民も対象としてアンケート調査を実施した。《→資料1》

3. 検討事項と具体的な方向性

(1) 東西2学区制 及び 学区外入学枠5%
〔普通科・理数科・商業科・機械科・建築科〕

ア 現在の学区

現在、普通科、理数科、商業科、機械科、建築科においては東西2学区制が設定されており、学区外からの入学は定員の5%以内に制限されている。たとえば、入学定員160名の高校の場合、学区外入学の上限は8名である。

なお出雲市多伎町と大田市については、地理的な条件等により例外的な扱いがなされている。《→資料2》

イ 県民意識調査の結果

全体の結果を見ると、普通科・理数科については、維持：緩和：撤廃の比率は27%：35%：27%となり「緩和」が最も多い。商業科・機械科・建築科においても、23%：35%：31%と「緩和」が最も多い。

「緩和」や「撤廃」を支持する理由としては、「学校の選択肢は多い方が良い」や「遠くても、行きたい学校に行ける方が良い」の他、「いろいろな地域から生徒が集まった方が、学校が活性化する」「各学校で競争が促され、特色ある学校づくりが進むと期待される」などが選ばれている。

「維持」を支持する理由としては、「特に問題はない」や「できるだけ近くで通学した方が良い」などが選ばれている。

ウ 改善の方向とその理由

過去5年間の高校入試の出願状況を見ると、入学枠5%を超える出願があったのは1件だけであり、東西2学区制を撤廃しても影響が大きいと考えられる。また、東西2学区制を撤廃することで、専門高校や中山間地域等の高校においては学区を越えた生徒募集が可能になり、学校の活性化につながるという面もある。

県民意識調査では「緩和」を支持する意見が最も多かったが、以上のような理由から、

東西2学区制及び学区外入学率5%は撤廃することが適当である。

(2) 特定校普通科の「地域」設定 及び 地域外入学率8%

- ① 8校の普通科〔安来・松江北・松江南・松江東・出雲・大田・浜田・益田〕
- ② 出雲高校の「地域」のあり方（「地域外」としている旧平田市の扱い）

①について

ア 現在の学区

県内の特定8校の普通科はそれぞれ「地域」を設定しており、地域外からの入学は定員のおおむね8%以内に制限されている。《→資料3》例えば、入学定員200名の高校の場合、地域外入学の上限は16名である。

なお、(1)の東西2学区制の入学率5%はこの地域外入学率8%の中を含むとされている。

イ 県民意識調査の結果

全体の結果を見ると、維持：緩和：撤廃の比率は27%：34%：29%となり「緩和」が最も多い。

「緩和」や「撤廃」を支持する理由としては、「学校の選択肢は多い方が良い」や「遠くても行きたい学校に行ける方が良い」などが選ばれている。

「維持」を支持する理由としては、「特に問題はない」の他、「出来るだけ近くで通学した方が良い」や「特定の学校に人気が集まる恐れがある」などが選ばれている。

ウ 改善の方向

地域外入学率の果たしてきた役割を考えると、その撤廃が周辺に与える影響は大きいと考えられる。特に、中山間地域に対しては、生徒が過度に沿線部の高校に集中しないよう一定の配慮を行う必要がある。一方、地域外入学率を撤廃あるいは緩和し、自由な進路選択の機会を提供することで、中学生の学習意欲が向上し、本県の高校教育全体のレベルアップにつながるのではないかという意見もある。

以上のことから、地域外入学率の制度自体は維持することとし、現在「定員のおおむね8%以内」としている地域外からの入学率は緩和（拡大）することが適当である。

また、上記の8校が「地域」設定の対象校になっていることについても、それぞれの高校への出願状況を考慮しながら見直す必要がある。特に安来高校については、近年入学者が入学定員を大幅に下回っており、また周辺に影響を受ける中山間地域がないため、「地域」設定校としての適否を見直すことが望ましい。

なお、出雲市多伎町については、地理的条件等により、従来どおり出雲、大田両高校の地域内とすることが適当である。

②について

ア 現在の学区

市町村合併以前は、旧出雲市と旧簸川郡は出雲高校の地域内、旧平田市は地域外であり、

地域外入学率 8% の制限を受けていた。合併の結果、旧平田市は新出雲市となったが、依然として「地域外」のままである。一方、市外である斐川町は「地域内」である。

イ 県民意識調査の結果

旧平田市も出雲高校の地域に入れた方が良く考える人は全体で 74% である。

「撤廃」を支持する理由としては、「学校の選択肢は多い方が良い」や「遠くても行きたい学校に行ける方が良い」などが選ばれている。自由意見として「合併して出雲市になったのだから、学区も統合されるのが自然である」という意見もあった。

ウ 改善の方向

新たな市町村の枠組みと学区との不整合は解消する必要があることから、新たに旧平田市を出雲高校の地域に加えるのが適当である。

ただし、8% 率を維持した場合、これまで出雲高校の地域外入学率の約 60% を占めていた平田市が地域内になることから、中山間地域に対する影響が大きいと考えられる。したがって、出雲高校の地域外入学率については、別途検討する必要がある。

(3) 松江市内 3 校の普通科の小学区制

(松江市・八束郡を 3 分割) → [松江北] [松江南] [松江東] (学区外入学率なし)

ア 現在の学区

松江市内 3 校の普通科は、松江市・八束郡に保護者の居住地がある者については、中学校区（一部は小学校区）に従い出願しなければならない。《→資料 4》

イ 県民意識調査の結果

全体の結果では、維持：緩和：撤廃の比率は 28%：26%：29% となり、3つの考え方がほぼ 1：1：1 ということになった。保護者では 25%：28%：31% となり、「撤廃」を支持する意見が最も多く、生徒では 34%：20%：24% となり、「維持」を支持する意見が最も多い。松江市内について見ると、保護者は 31%：31%：31% となり、それぞれがほぼ同数だが、生徒は 38%：20%：26% となり「維持」が多い。

「緩和」や「撤廃」を支持する理由としては、「学校の選択肢は多い方が良い」や「遠くても行きたい学校に行ける方が良い」などが選ばれている。「維持」を支持する理由としては「特に問題がない」の他、「特定の学校に人気が集まる恐れがある」「できるだけ近くで通学した方が良い」などが選ばれている。

ウ 改善の方向

これまで、この小学区制によって、松江市内 3 校はほぼ等質な教育環境を維持し、互いに切磋琢磨し高め合うことで、進学や部活動などで優れた教育成果をあげてきた。小学区制を撤廃した場合、特定の高校に志願者が集中する可能性があり、3校の序列化、ひいては今まで培われてきた等質な 3 校による切磋琢磨の成果が失われることも懸念される。

以上のことから現行の小学区制は維持すべきである。

しかし、地域によっては居住地から最も近い高校の普通科で学ぶ機会を得られないとか、同じ中学校の生徒が同じ高校の普通科で学ぶ機会を得られないという現実もある。また、できるだけ選択幅を拡大するという本委員会の基本的な考え方もある。

したがって、小学区制を前提としつつも、3校の学区設定については、県教育委員会で引き続き検討する必要があるが、学区外入学については、その道を開くこととし、具体的には、新たに“自由枠”を設ける方法や、小学区外の生徒を(2)で述べた地域外入学枠の対象とする方法などが考えられる。

(4) 松江市内2校の理数科の小学区制

(旧松江市を大橋川で2分割) → [松江北] [松江南] (学区外入学枠なし)

ア 現在の学区

松江市内2校の理数科については、旧松江市内に保護者の居住地がある者について、大橋川以北は松江北、以南は松江南という小学区を設定している。《→資料5》

イ 県民意識調査の結果

全体の結果では、維持：緩和：撤廃の比率は23%：24%：35%となり、「撤廃」を支持する意見が最も多い。保護者では22%：25%：38%となり「撤廃」を支持する意見が最も多く、生徒では28%：22%：29%となり、「維持」「撤廃」を支持する意見がほぼ同数である。松江市内について見ると、保護者は32%：24%：36%と「撤廃」を支持する意見が多く、生徒は36%：20%：27%と「維持」が多い。

「緩和」や「撤廃」を支持する理由としては、「学校の選択肢は多い方がいい」や「遠くても、行きたい学校に行ける方が良い」の他、「いろいろな地域から生徒が集まった方が、学校が活性化する」「各学校で競争が促され、特色ある学校づくりが進むと期待される」などが選ばれている。「維持」の理由としては「特に問題はない」や「特定の学校に人気集中する恐れがある」などが選ばれている。

ウ 改善の方向

合併の結果、旧松江市には制限がある一方で、新松江市となった旧八束郡7町村、及び市外の東出雲町には制限がないという不整合が生じており、この点については解消する必要がある。また、できるだけ選択幅を拡大するという本委員会の考え方と、理数科の特色づくりを推進するという観点から、小学区制は撤廃することが適当である。

なお、(3)で述べた「小学区制及び等質の意義」から、新たに松江市・八束郡の全域を大橋川で二分する小学区を設けるべきという意見もあった。

(5) その他留意すべき事項

ア 今後の検討事項

県教育委員会は、今後、生徒数の動向や社会情勢を踏まえ、高校のあり方について検討

2006, 6, 27

するのにあわせて、望ましい学区のあり方について継続的に検討を進めることが必要である。なお、その際入学者選抜制度や教員の人事異動についても検討していく必要がある。

イ 学区規程等の策定時期

今回の答申に基づき、県教育委員会は、平成18年度のできるだけ早い時期に、新しい通学区域規程等を策定すること。ただし、新しい通学区域規程等の適用にあたっては、中学生の進路選択及び中学校における進路指導の流れを考慮し、一定の周知期間を設けることが必要である。

島根県 県立高等学校 通学区域に関する意識調査

通学区域規制

「撤廃」？

それとも 「拡大・縮小」？

または 「現状維持」？

あなたのご意見をお聞かせください



【アンケートに関するお問い合わせ先】

島根県 教育庁 高校教育課 県立学校改革推進室

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 TEL (0852) 22-6760 担当：角森、高橋

つのもり

通学区域に関する意識調査

アンケート調査へのご協力をお願い

島根県の県立高等学校全日制では、高校へ入学しようとする人は、その保護者が住む通学区域内に入学しなければならないという「通学区域制度」を設けています。

しかし、市町村合併による行政区域の変更や高校教育へのニーズの変化などから、通学区域検討の必要性が生じています。

この度、島根県教育委員会ではこのような状況を踏まえ、外部の有識者などで構成する「県立高等学校通学区域検討委員会」を設置し、現行の通学区域制度を撤廃するのか、それとも拡大や縮小するのか、または維持するのかなど、全県的に通学区域のあり方を検討することにしました。

この検討委員会では「生徒一人ひとりの自己実現と、学校活性化のため県立高等学校の通学区域はどうあるべきか」といった視点を持ちながら、みなさんのご意見を参考に地域の状況に応じた議論をしたいと思っています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、以上の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

平成17年10月

島根県教育委員会

このアンケートは、次の方々にお配りしています。

- (1) 20歳以上の県民のみなさんの中から無作為に抽出した3500名
- (2) 県内の中学3年生全員の中から無作為に抽出した1000名と、その保護者1000名
- (3) 県内の高校1年生全員の中から無作為に抽出した1000名と、その保護者1000名
- (4) 松江市内の中学3年生全員(2080名)と、その保護者(2080名)
※上記(2)の1000名のうち、松江市の約280人分を含む
- (5) 松江市内の高校1年生全員(2270名)と、その保護者(2270名)
※上記(3)の1000名のうち、松江市の約340人分を含む

重複してお手元に届いた場合は、1通のみご記入ください。

記入にあたってのお願い

- ◆回答は、番号(1、2、3、など)を直接○で囲んで下さい。
- ◆「その他()」にあてはまる場合には、番号に○をつけ、その具体的な内容を()内に記入して下さい。

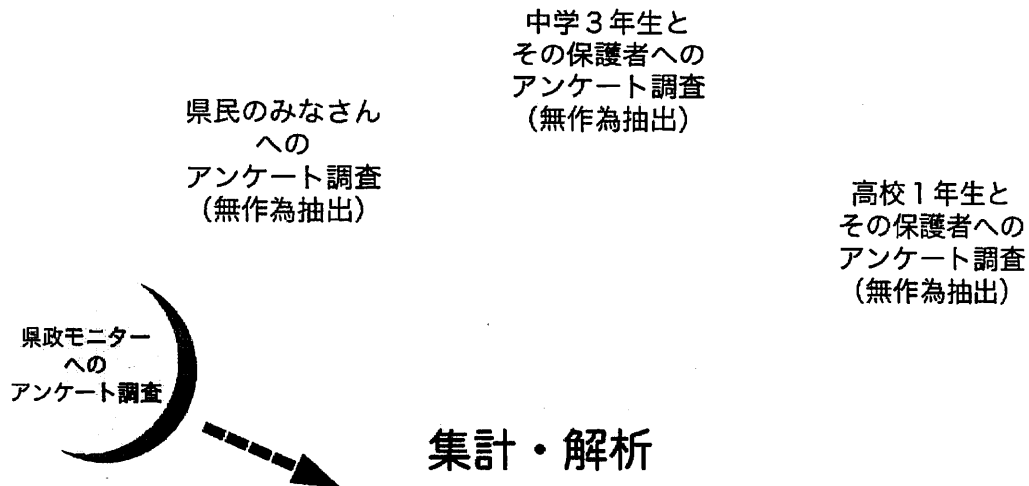
個人情報保護に関する考え方

ご回答いただいた内容は、個人情報保護の重要性に鑑み、他人に漏らすことは決してありません。

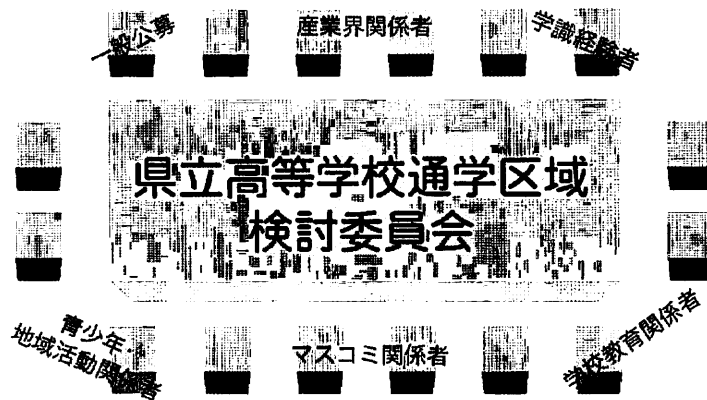
また、無記名式のアンケートであることや、回答内容は全て統計数字に直した上で集計することから、個人のお名前が出るなどしてあなた自身にご迷惑をおかけすることは絶対にありません。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

みなさんのご意見はこのように反映されます



みなさんから頂いたご意見は、県民意識として集計し、「県立高等学校通学区域検討委員会」で議論する際の参考資料として使わせていただきます。



さまざまな分野からの16人の委員により構成された委員会は、平成17年8月に第1回目を開催し、1年間で7回程度の開催を予定しています。

島根県のホームページで公開していきます
<http://www.pref.shimane.jp/>

通学区域制度について、「撤廃」か「拡大・縮小」か「現状維持」か、といった方針を決定します。

予定……………

「通学区域」を変更する場合には、平成18年度中に新しい「通学区域」を策定する予定です。

普通高校の通学区域について【東西2学区制】

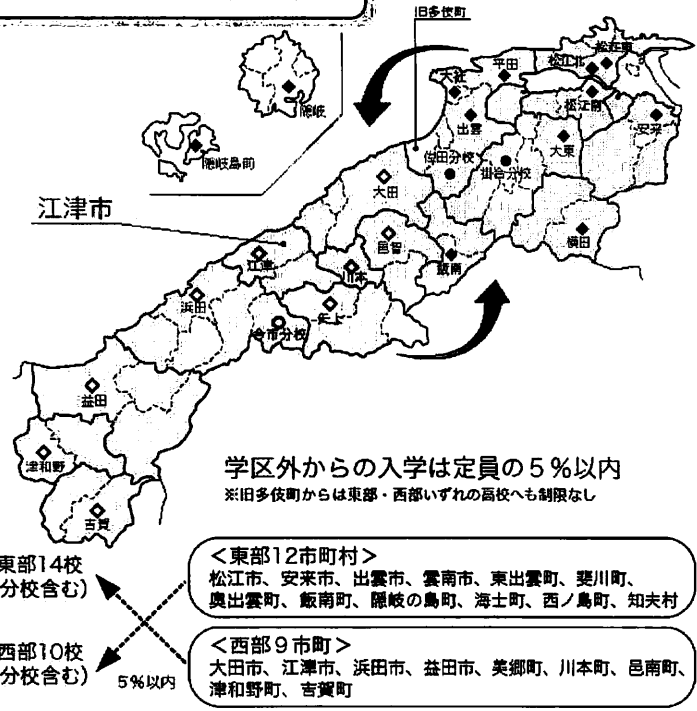


A子さん (江津市在住)
中学3年生の場合

現在、県内の普通科、理数科の通学区域は、保護者の居住地によって「東西2学区」に分かれ、学区外からの入学は定員の5%以内としています。(※旧多伎町からは制限なし)

わたしは、松江市内の県立高校の普通科に進学したいと考えています。しかし、東西2学区制のため西部からの入学者は定員の5%以内という枠があります。

(例えば：定員280人で14人まで)



【問1-1】あなたは普通高校の東西2学区制についてどう思いますか？ 該当するものを選び数字に○をつけてください。 **1つ**

1. 今のまま維持
2. 東西2学区制は維持するが、学区外からの入学枠を拡大 (例：5%→8%)
3. 東西2学区制は維持するが、学区外からの入学枠を縮小 (例：5%→3%)
4. 東西2学区制を撤廃
5. わからない
6. その他 (_____)

【問1-2】その理由をお答えください。 あてはまるもの **すべて** の数字に○をつけてください。

1. 特に問題はない
2. 学校の選択肢は多い方が良い
3. 受験競争が激化する恐れがある
4. 受験競争が激しくなるのは当然だ
5. 特定の学校に人気が集まる恐れがある
6. 各学校で競争が促され、特色ある学校づくりが進むと期待される
7. できるだけ近くで通学した方が良い
8. 遠くても、行きたい学校に行ける方が良い
9. 地元の生徒が集まると、地域と密着した教育ができる
10. いろいろな地域から生徒が集まった方が、学校が活性化する
11. その他 (_____)

普通高校の通学区域について【地域設定】

現在、特定の高校の普通科では、「東西2学区」に加え「地域設定」を行い、地域外からの入学を定員の8%以内としています。
 (*旧多伎町からは出雲高校・大田高校共に制限なし)

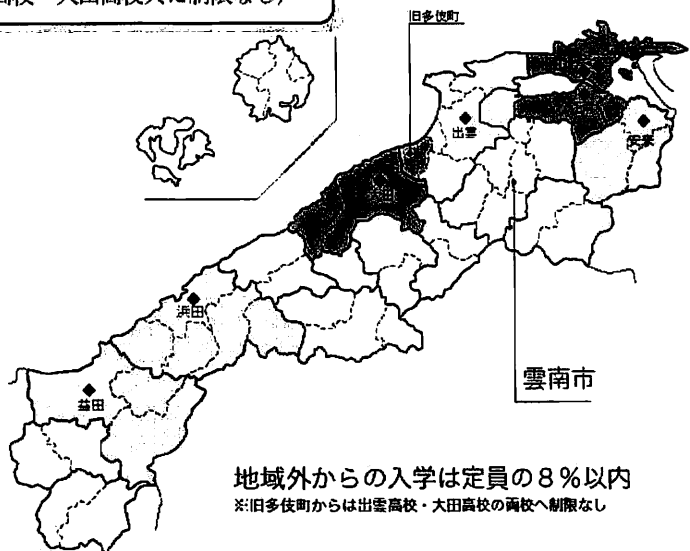


N男くん (雲南市在住)
 中学3年生の場合

ぼくは、出雲高校の普通科に進学したいと考えています。

しかし、地域外からの入学者は定員の8%以内という枠があります。

(出雲高校の場合:定員320人で26人まで)



地域外からの入学は定員の8%以内
 ※旧多伎町からは出雲高校・大田高校の両校へ制限なし

<安来高校>	←	安来市以外
<松江北・松江南・松江東高校>	←	松江市と東出雲町以外
<出雲高校>	←	出雲市(旧平田市除く)と斐川町以外
<大田高校>	←	大田市と旧多伎町以外
<浜田高校>	←	浜田市以外
<益田高校>	←	8%以内
		益田市以外

【問2-1】あなたは普通高校の地域設定についてどう思いますか？ 該当するものを

1つ 選び数字に○をつけてください。

1. 今のまま維持
2. 地域設定は維持するが、地域外からの入学枠を拡大 (例: 8%→10%)
3. 地域設定は維持するが、地域外からの入学枠を縮小 (例: 8%→5%)
4. 地域設定を撤廃
5. わからない
6. その他 (_____)

【問2-2】その理由をお答えください。 あてはまるもの **すべて** の数字に○をつけてください。

1. 特に問題はない
2. 学校の選択肢は多い方が良い
3. 受験競争が激化する恐れがある
4. 受験競争が激しくなるのは当然だ
5. 特定の学校に人気が集まる恐れがある
6. 各学校で競争が促され、特色ある学校づくりが進むと期待される
7. できるだけ近くで通学した方が良い
8. 遠くても、行きたい学校に行ける方が良い
9. 地元の生徒が集まると、地域と密着した教育ができる
10. いろいろな地域から生徒が集まった方が、学校が活性化する
11. その他 (_____)

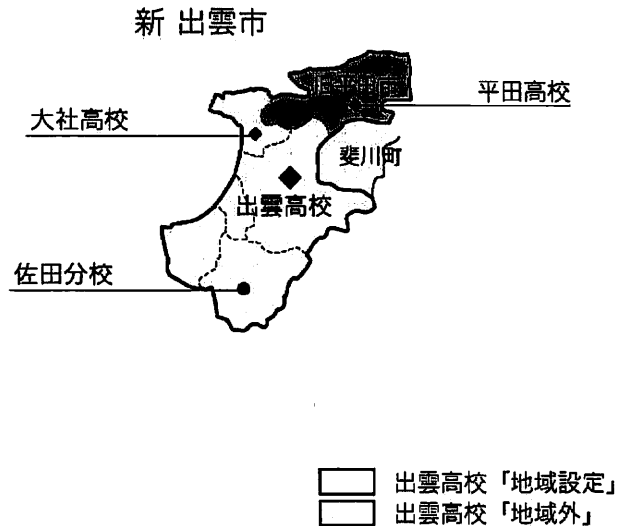
普通高校の通学区域について【合併の影響】



Sくん（出雲市在住）
中学3年生の場合

旧平田市は、昨年の市町村合併により新出雲市となりました。
ところが、これまでの流れで出雲高校の地域外のままです。
新出雲市の中で、旧平田市だけが出雲高校の地域から外れています。

ぼくは、旧平田市に住んでいますが市町村合併で新出雲市となりました。出雲高校の普通科へ進学したいと考えていますが、地域外の8%枠の制限にかかります。友人のAくんも出雲高校の普通科へ進学したいと言っていますが、Aくんは斐川町に住んでいるので、このような制限はありません。



【問3-1】あなたは、新出雲市の中で、旧平田市だけが出雲高校の地域設定外となっていることについてどう思いますか？ 該当するものを **1つ** 選び数字に○をつけてください。

1. 今のまま維持
2. 旧平田市も地域にいれた方が良い
3. わからない
4. その他 (_____)

【問3-2】その理由をお答えください。 あてはまるもの **すべて** の数字に○をつけてください。

1. 特に問題はない
2. 学校の選択肢は多い方が良い
3. 受験競争が激化する恐れがある
4. 受験競争が激しくなるのは当然だ
5. 特定の学校に人気が集まる恐れがある
6. 各学校で競争が促され、特色ある学校づくりが進むと期待される
7. できるだけ近くで通学した方が良い
8. 遠くても、行きたい学校に行ける方が良い
9. 地元の生徒が集まると、地域と密着した教育ができる
10. いろいろな地域から生徒が集まった方が、学校が活性化する
11. その他 (_____)

普通高校の通学区域について【松江市内3校】

現在、松江市内の3校の普通科は、「東西2学区制」や「地域設定」に加え、学習・スポーツ・文化・活動などで互いに切磋琢磨して3校が均等に発展するよう「小学区設定」を行い、通学区域を定めています。



Y子さん（松江市在住）
中学3年生の場合

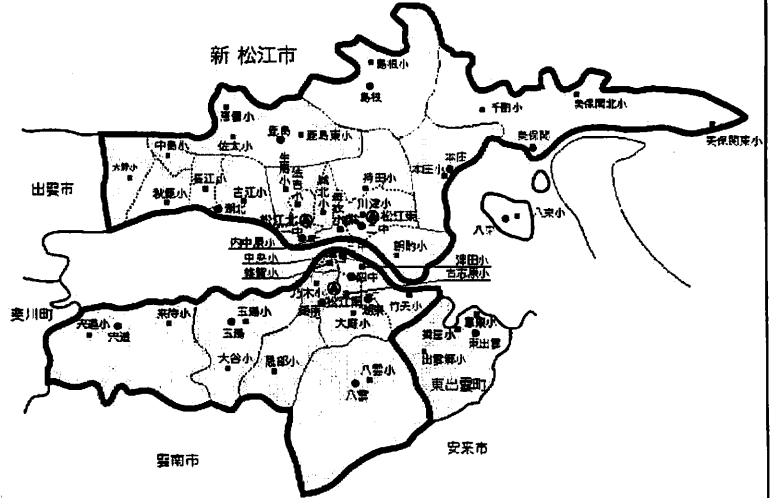


友人のM美さん

わたしは、橋南の竹矢小学区に住んで湖東中学校に通っています。普通科へ進学したいので、橋北の松江東高校を受験します。

友人のM美さんは東出雲町に住んでいます。M美さんも普通科への進学を考えているので、松江南高校を受験します。

このように住んでいるところによって受験することのできる学校が決まっています。



松江市内3校（普通科）小学区設定

- 高等学校
- 中学校
- 小学校
- 松江北通学区域
- 松江南通学区域
- 松江東通学区域

【問4-1】あなたは松江市内3校の小学区設定についてどう思いますか？ 該当するものを

1つ 選び数字に○をつけてください。

1. 今のまま維持
2. 小学区設定は維持するが、一定の割合は他の小学区へも通学できるようにする
3. 小学区設定を撤廃
4. わからない
5. その他 (_____)

【問4-2】その理由をお答えください。 あてはまるもの **すべて** の数字に○をつけてください。

1. 特に問題はない
2. 学校の選択肢は多い方が良い
3. 受験競争が激化する恐れがある
4. 受験競争が激しくなるのは当然だ
5. 特定の学校に人気が集まる恐れがある
6. 各学校で競争が促され、特色ある学校づくりが進むと期待される
7. できるだけ近くで通学した方が良い
8. 遠くても、行きたい学校に行ける方が良い
9. 地元の生徒が集まると、地域と密着した教育ができる
10. いろいろな地域から生徒が集まった方が、学校が活性化する
11. その他 (_____)

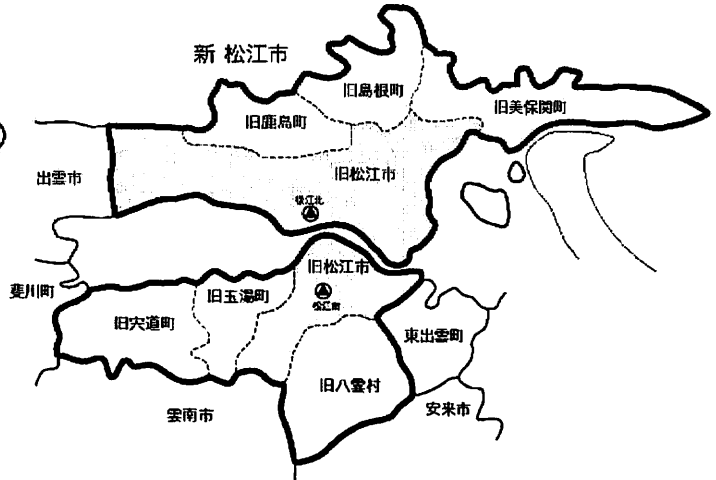
理数科の通学区域について【松江市内2校】

現在、松江市内の2校の理数科は「東西2学区制」に加え、旧松江市内の橋北・橋南で通学区域を定めています。



Tくん（松江市橋南在住）
中学3年生の場合

ぼくは、橋南に住んでいます。
理数科へ進学したいと考えているので、松江南高校を受験します。
しかし、友人のMくんは橋北に住んでいるので松江北高校の理数科を受験すると言っています。
このように、住んでいるところによって受験する事のできる学校が決まっています。



松江市内2校（理数科）橋北・橋南設定
※旧八束郡からは松江北・松江南の両校へ制限なし

- ⊙ 高等学校
- 松江北通学区域
- 松江南通学区域

【問5-1】あなたは松江市内2校の理数科の橋北・橋南設定についてどう思いますか？ 該当するものを **1つ** 選び数字に○をつけてください。

1. 今のまま維持
2. 橋北・橋南設定は維持するが、一定の割合は他方へも通学できるようにする
3. 橋北・橋南設定を撤廃
4. わからない
5. その他 (_____)

【問5-2】その理由をお答えください。 あてはまるもの **すべて** の数字に○をつけてください。

1. 特に問題はない
2. 学校の選択肢は多い方が良い
3. 受験競争が激化する恐れがある
4. 受験競争が激しくなるのは当然だ
5. 特定の学校に人気が集まる恐れがある
6. 各学校で競争が促され、特色ある学校づくりが進むと期待される
7. できるだけ近くで通学した方が良い
8. 遠くても、行きたい学校に行ける方が良い
9. 地元の生徒が集まると、地域と密着した教育ができる
10. いろいろな地域から生徒が集まった方が、学校が活性化する
11. その他 (_____)

専門高校の通学区域について【東西2学区制】



K男くん (川本町在住)
中学3年生の場合

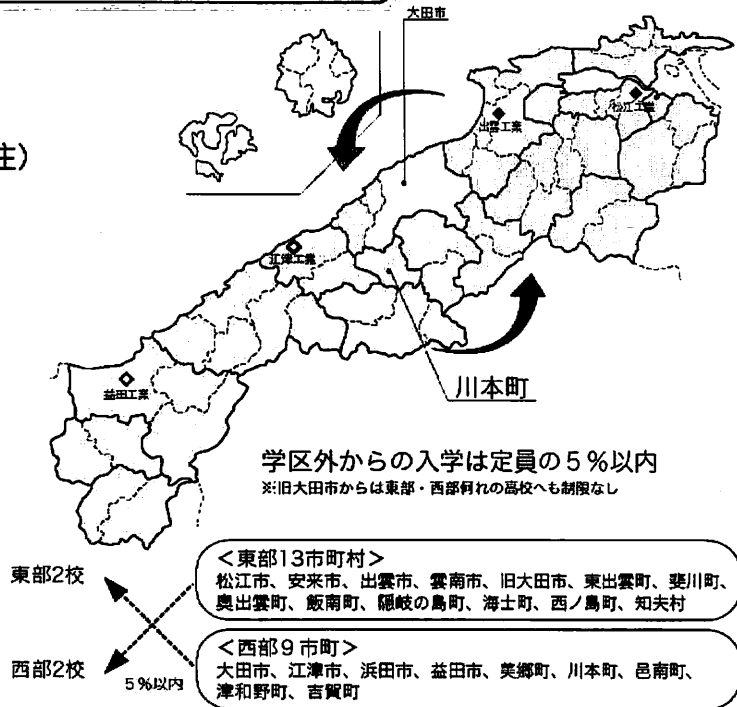
ぼくは、出雲工業高校の建築科に進学したいと考えています。

しかし、東西2学区制のため西部からの入学者は定員の5%以内という枠があります。

(出雲工業高校建築科の場合:定員40人で2人まで)

現在、県内の専門高校の工業、商業系の通学区域は、保護者の居住地によって「東西2学区」に分かれ、学区外からの入学は定員の5%以内としています。

(※旧大田市からは制限なし)



【問6-1】あなたは専門高校の東西2学区制についてどう思いますか？ 該当するものを選び番号に○をつけてください。

1つ

1. 今のまま維持
2. 東西2学区制は維持するが、学区外からの入学枠を拡大 (例: 5%→8%)
3. 東西2学区制は維持するが、学区外からの入学枠を縮小 (例: 5%→3%)
4. 東西2学区制を撤廃
5. わからない
6. その他 (_____)

【問6-2】その理由をお答えください。 あてはまるもの **すべて** の数字に○をつけてください。

1. 特に問題はない
2. 学校の選択肢は多い方がよい
3. 受験競争が激化する恐れがある
4. 受験競争が激しくなるのは当然だ
5. 特定の学校に人気が集まる恐れがある
6. 各学校で競争が促され、特色ある学校づくりが進むと期待される
7. できるだけ近くで通学した方がよい
8. 速くても、行きたい学校に行ける方がよい
9. 地元の生徒が集まると、地域と密着した教育ができる
10. いろいろな地域から生徒が集まった方が、学校が活性化する
11. その他 (_____)

高校選択で重視すること

高校を選ぶ際、重視すること（したこと）をお尋ねします。

（※該当するお子さんがいらっしゃらない場合は、「何を重視すべきか」とお考えください。）

【問7】 高校を選ぶにあたり、何を重視しますか？（しましたか？）（すべきですか？）

以下の（1）～（19）の中から重要度が高いものを順に **3つ** 選び番号を記入してください。

1 番目に重要：（　　） 2 番目に重要：（　　） 3 番目に重要：（　　）

- （1）． やりたいことを専門的に学べる
- （2）． 幅広い分野の授業が受けられる
- （3）． 大学進学に向けた勉強ができる
- （4）． 就職に向けた勉強ができる
- （5）． 学校独自の取り組みがある
- （6）． 厳格な校風が気に入っている
- （7）． 自由な校風が気に入っている
- （8）． 伝統校である
- （9）． 保護者の出身校である
- （10）． 本人の学力レベルにあっている
- （11）． 本人の希望する高校
- （12）． 学校の施設が充実している
- （13）． 目的の部活動がある
- （14）． 文化祭・体育祭など行事が充実
- （15）． 友達と一緒に通える
- （16）． 通学が便利
- （17）． 交通費の負担が軽い
- （18）． 特になし
- （19）． その他（ _____ ）

あなた自身について

あなた自身のことについて、お尋ねします。

(※アンケートの集計・分析以外に使用することはありません。)

【問8-1】あなたのお住まいの地域はどこですか。該当するものを1つ選び数字に○をつけてください。

(市町村合併後の名称でお答えください。※旧平田市を除く)

- | | | |
|-----------------|-----------|----------|
| 1. 松江市 | 10. 東出雲町 | 19. 川本町 |
| 2. 安来市 | 11. 斐川町 | 20. 邑南町 |
| 3. 出雲市 (旧平田市除く) | 12. 奥出雲町 | 21. 津和野町 |
| 4. 旧平田市 | 13. 飯南町 | 22. 吉賀町 |
| 5. 雲南市 | 14. 隠岐の島町 | |
| 6. 大田市 | 15. 西ノ島町 | |
| 7. 江津市 | 16. 海士町 | |
| 8. 浜田市 | 17. 知夫村 | |
| 9. 益田市 | 18. 美郷町 | |

【問8-2】あなたの性別と年齢を教えてください。

性別はいずれかに○をつけ、年齢は数字を記入してください。

性別 (男 ・ 女)

年齢 (満 _____ 才)

平成17年10月1日現在

中学生・高校生の生徒さん以外の方にお尋ねします。

【問8-3】お子さんはいらっしゃいますか。いずれかの数字に○をつけてください。

1. いる

2. いない

【問8-4】上記の問いで「いる」とお答えの方にお尋ねします。

お子さんは現在、次のどの段階ですか。お子さん全員についてあてはまるものすべての数字に○をつけてください。

1. 小学生以下
2. 中学生
3. 高校生
4. 大学院生・大学生・短大生・各種専門学校生
5. 社会人
6. その他 (_____)

<ご意見記入欄>

■通学区域に関する要望、通学区域見直しに関するご意見、通学区域設定のアイデア等、どのようなことでもかまいません。ご自由に記入してください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

県立高等学校通学区域に関する意識調査の概要

(1) 実施期間：平成 17 年 1 月 1 日～平成 17 年 12 月 15 日

- 返送締め切り 11 月 30 日（締め切り後、学校へ電話による返送依頼を実施）

(2) 調査方法

区分	対象者数		選定方法	調査方法
一般県民	県全体 3,509 人		層化無作為抽出 (市町村別に母集団小学校児童数比で配分)	郵送
中学 3 年生 (生徒)	県全体 1,038 人	松江市 : (必要数 275) 調査実施：全数 2,080	全数	学校単位 で生徒へ 配布・回 収
		松江市以外：763	層化無作為抽出 (学校別に母集団中学校生徒数比で配分)	
中学 3 年生 (保護者)	県全体 1,038 人	松江市 : (必要数 275) 調査実施：全数 2,080	全数	
		松江市以外：763	層化無作為抽出 (学校別に母集団中学校生徒数比で配分)	
高校 1 年生 (生徒)	県全体 1,007 人	松江市 : (必要数 348) 調査実施：全数 2,270	全数	
		松江市以外：659	層化無作為抽出 (学校別に母集団高等学校生徒数比で配分)	
高校 1 年生 (保護者)	県全体 1,007 人	松江市 : (必要数 348) 調査実施：全数 2,270	全数	
		松江市以外：659	層化無作為抽出 (学校別に母集団高等学校生徒数比で配分)	

※松江市は全数調査を行い、集計時に母集団の生徒数比で補正を行うこととした。

例) 中学校 3 年生の場合



(3) 回収結果

区分		配布数	回収数	回収率	
一般県民		3,509	1,246	35.5%	
中学 3 年生	生徒	松江市	2,080	1,857	89.3%
		松江市以外	763	706	92.5%
	保護者	松江市	2,080	1,353	65.0%
		松江市以外	763	720	94.4%
高校 1 年生	生徒	松江市	2,270	1,903	83.8%
		松江市以外	659	641	97.3%
	保護者	松江市	2,270	1,526	67.2%
		松江市以外	659	625	94.8%
合計		15,053	10,496	70.3%	

「島根県 県立高等学校通学区域に関する意識調査」

調査結果の概要

(平成17年11月実施)

総括

単位：%

検討事項		維持	緩和	撤廃	規制	わからない	その他
① 東西2学区	普通科・理数科	27.0	34.9	26.8	1.9	9.0	0.4
	専門学科	22.9	35.1	30.8	1.0	9.8	0.3
② 普通科8校の「地域」設定		27.3	33.6	29.2	2.3	7.1	0.5
旧平田市から出雲高への制限		11.2		74.2		13.1	1.5
③ 松江三校 普通科の小学区		27.7	25.5	28.8		17.4	0.5
④ 松江二校 理数科の小学区		23.4	24.2	35.4		16.5	0.6

一般県民

単位：%

検討事項		維持	緩和	撤廃	規制	わからない	その他
① 東西2学区	普通科・理数科	24.9	36.8	30.5	1.8	5.2	0.9
	専門学科	18.1	38.7	35.5	0.9	6.2	0.6
② 普通科8校の「地域」設定		24.3	34.1	33.1	2.9	4.6	1.0
旧平田市から出雲高への制限		9.7		77.6		10.1	2.6
③ 松江三校 普通科の小学区		22.4	31.2	33.3		12.5	0.6
④ 松江二校 理数科の小学区		18.2	26.5	42.0		12.5	0.8

生徒(中学3年+高校1年)

単位：%

検討事項		維持	緩和	撤廃	規制	わからない	その他
① 東西2学区	普通科・理数科	27.2	33.4	23.7	2.4	13.3	0.1
	専門学科	26.3	32.6	25.6	1.6	13.9	0.1
② 普通科8校の「地域」設定		30.1	31.1	25.1	2.6	11.0	0.2
旧平田市から出雲高への制限		14.4		71.3		14.0	0.4
③ 松江三校 普通科の小学区		33.7	19.8	23.8		22.4	0.3
④ 松江二校 理数科の小学区		28.2	21.8	28.8		20.9	0.3

保護者(中学3年+高校1年)

単位：%

検討事項		維持	緩和	撤廃	規制	わからない	その他
① 東西2学区	普通科・理数科	28.8	34.9	27.3	1.4	7.2	0.4
	専門学科	22.7	35.3	33.1	0.5	8.1	0.3
② 普通科8校の「地域」設定		26.4	36.1	30.7	1.5	4.8	0.4
旧平田市から出雲高への制限		8.9		74.9		14.2	2.0
③ 松江三校 普通科の小学区		25.0	27.7	31.0		15.5	0.8
④ 松江二校 理数科の小学区		21.8	25.1	37.9		14.4	0.8

松江市内の生徒（中学3年+高校1年）

単位：%

検討事項	維持	緩和	撤廃	規制	わからない	その他
③ 松江三校 普通科の小学区	38.0	19.9	26.4		15.1	0.5
④ 松江二校 理数科の小学区	35.8	20.1	27.3		16.5	0.3

松江市内の保護者（中学3年+高校1年）

単位：%

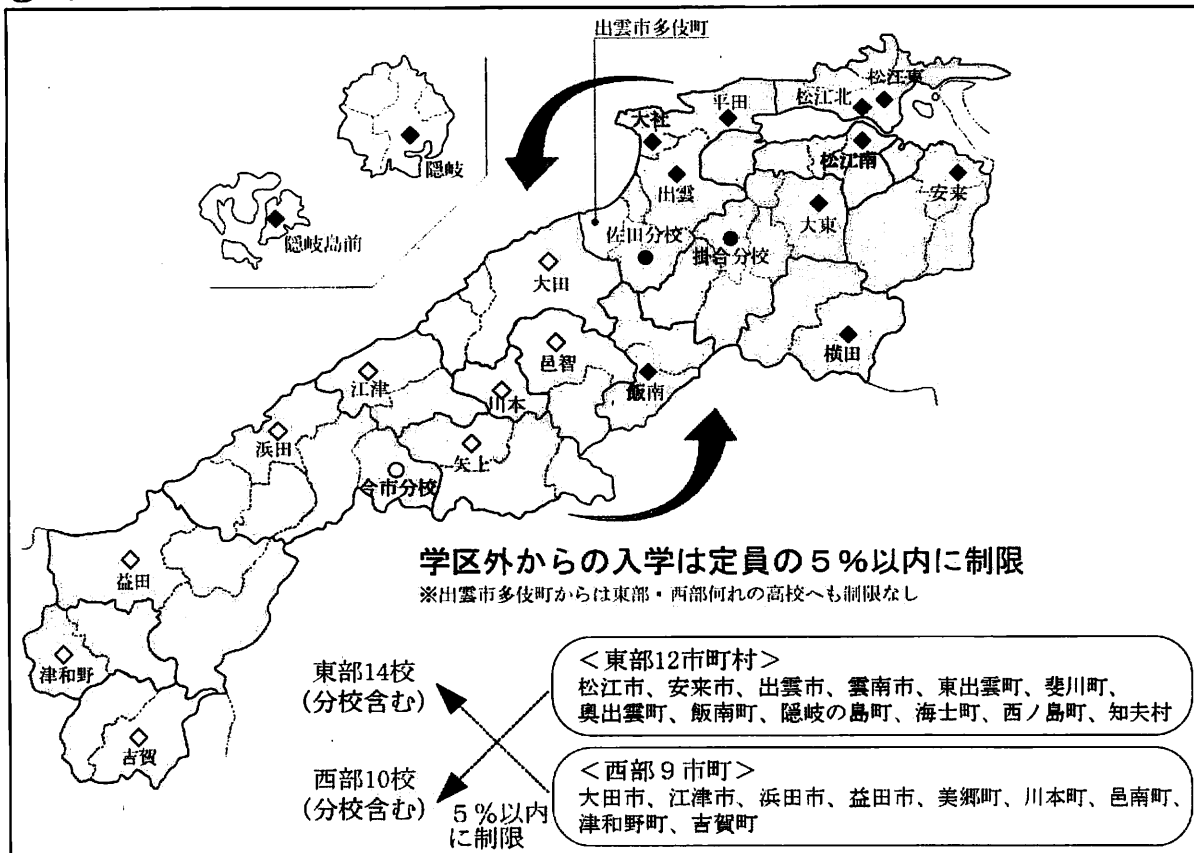
検討事項	維持	緩和	撤廃	規制	わからない	その他
③ 松江三校 普通科の小学区	30.9	30.7	30.5		5.9	1.9
④ 松江二校 理数科の小学区	32.3	23.7	36.3		6.2	1.5

現在の学区図

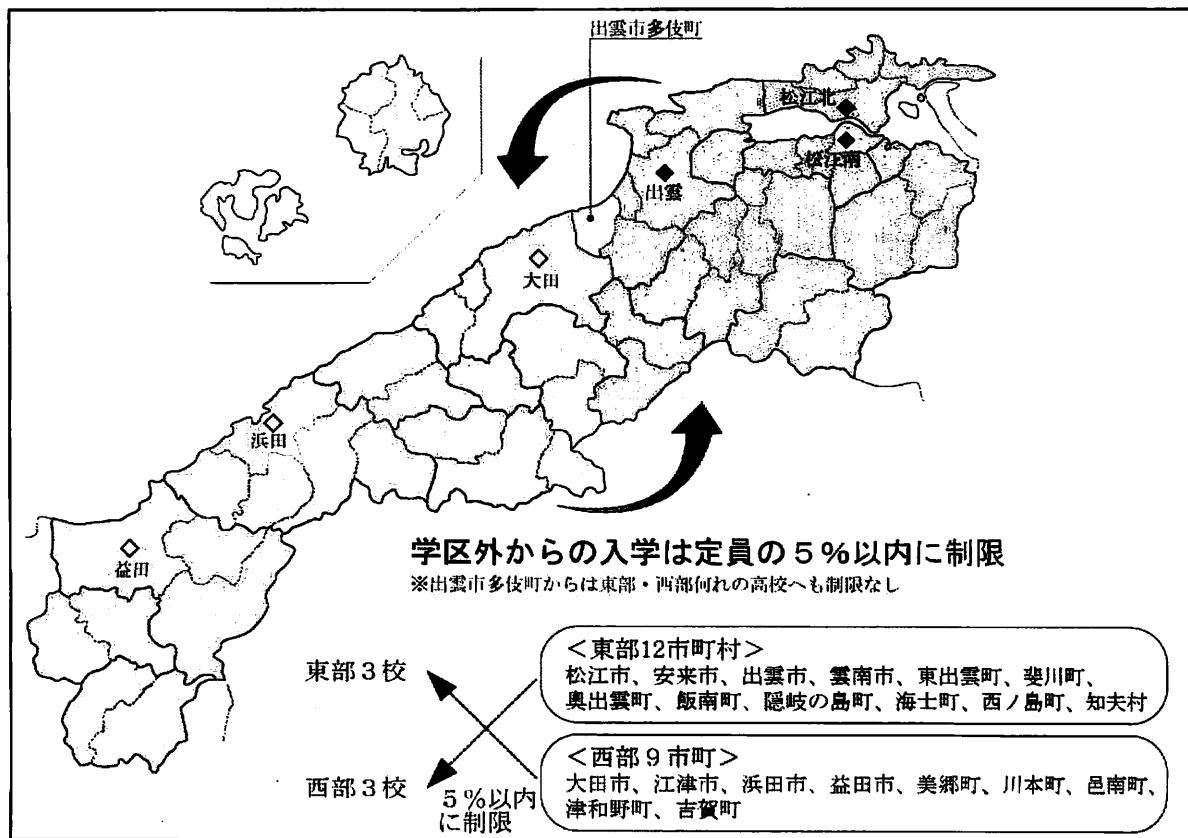
※カラー

《資料2》

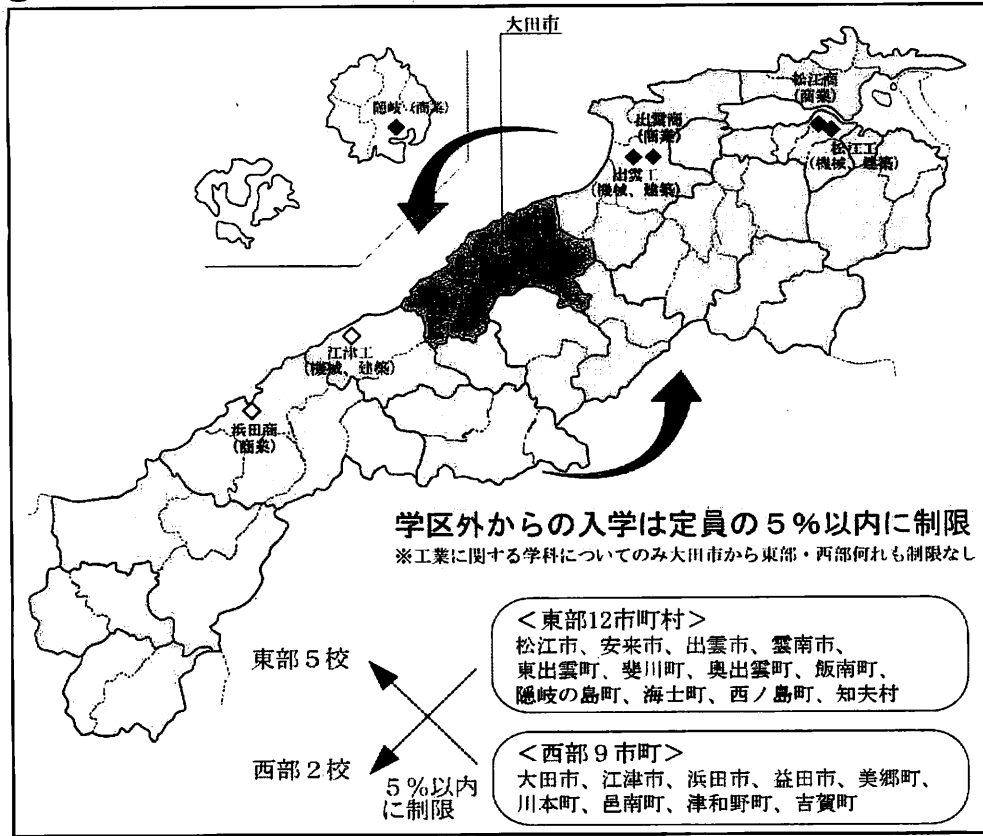
① 東西2学区 (1) 普通科



① 東西2学区 (2) 理数科

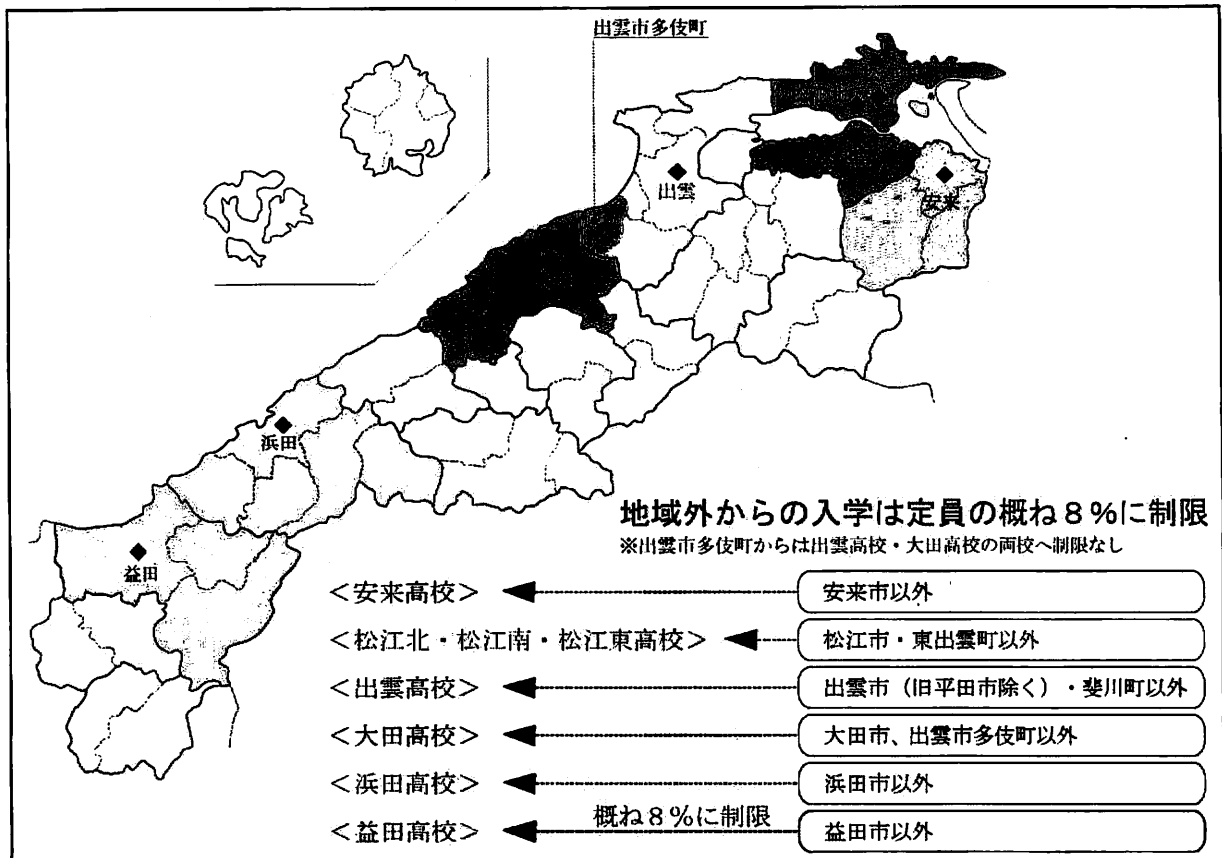


① 東西2学区 (3) 専門学科(商業・機械・建築)

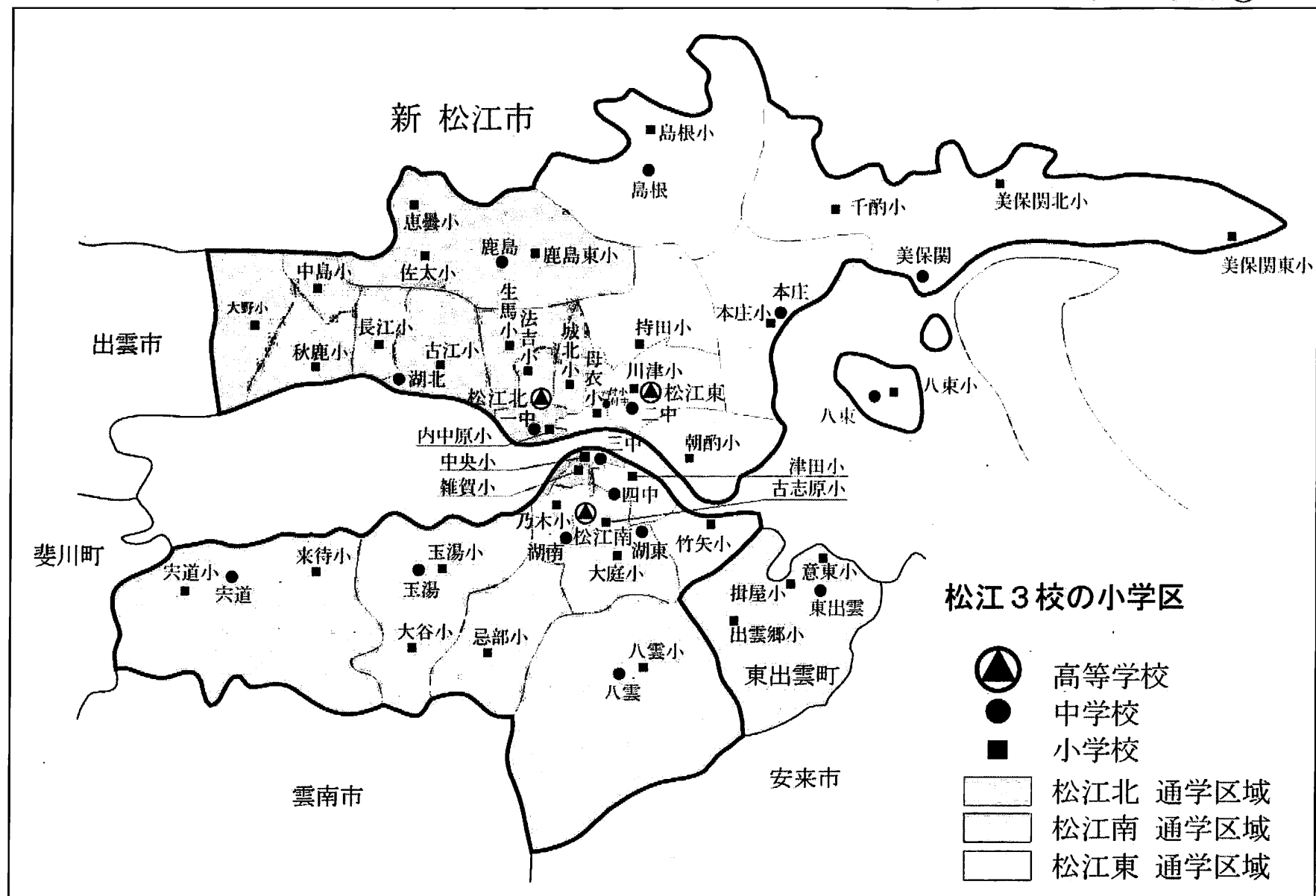


《資料3》






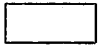
② 特定8校普通科の地域設定



③ 松江3校普通科の小学区



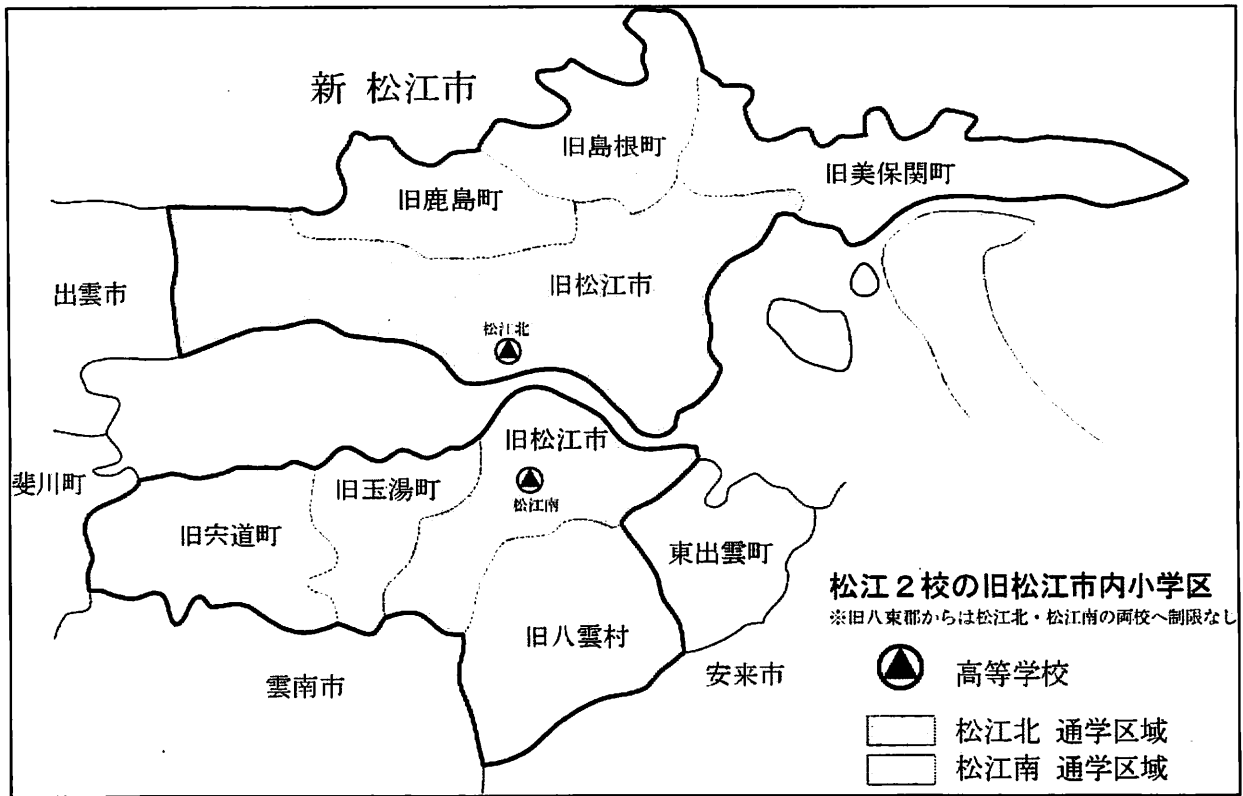
松江3校の小学区

-  高等学校
-  中学校
-  小学校
-  松江北 通学区域
-  松江南 通学区域
-  松江東 通学区域

72

《資料5》

④ 松江2校理数科の小学区



参考資料1 都道府県立高校 全日制普通科の学区に関する変更・検討状況 (平成15年度～)

※地行法改正 (H13.7公布、H14.1施行) を受けての動き

※2005年8月現在把握分

都道府県名	H17学区数	撤廃及び 撤廃予定		拡大	検討中・検討予定			変更・ 検討予 定なし	学区外からの入学許容率 ／ 変更までの流れ など
					撤廃 方向	拡大 方向	方向 未定		
1 北海道	26			55→26 ¹ H17		○		5・10・20%、3学級以下校は50%。今後さらに札幌圏内の8学区を撤廃し、19学区とする予定。	
2 青森	1	6→1	H17		了			H16.1入選協報告 → 意見募集 → H16.6方針決定	
3 岩手	8			19→8 H16		了		10%	
4 宮城	5			(8→5) (H13)		○		3% / H13に拡大、さらにH17.7審議会に諮問予定	
5 秋田	1	3→1	H17		了			(3学区時代は学区外枠なし)	
6 山形	3						◎	なし	
7 福島	8					○		隣接3%、特定地域 8% / H17審議会へ諮問予定	
8 茨城	5	7→1	H18		了			隣接 30% / H17.7 協議会報告・方針決定(見込)	
9 栃木	7					○		25% ただし無制限の地域あり	
10 群馬	8	8→1	H19		了			原則20% 一部 5・10%地域及び無制限地域あり	
11 埼玉	1	8→1	H16		了			(8学区時代は隣接 45%、一部制限なし)	
12 千葉	9			(12→9) (H12)		(了)	○	隣接は無制限 (H12に学区拡大済み)	
13 東京	1	14→1	H15		了			H13.7答申 H13.9方針決定	
14 神奈川	1	18→1	H17		了			(18学区時代はH12まで8%、H13より25%に緩和)。	
15 新潟	8			(10→8) (H13)		○		隣接15・20・25% / H13に学区拡大、さらに検討中	
16 富山	4						◎	隣接は無制限	
17 石川	1	3→1	H17		了			H15.9検討会設置 → H16.3方針決定	
18 福井	1	4→1	H16		了			H14.8答申 H16より学区・福井市2校の総選を廃止	
19 山梨	11	11→1	H19		了			5% ●総合選抜実施中 / 答申はH19学区・総選撤廃	
20 長野	12			12→4 H16		了		隣接は無制限 (H14.5方針決定→H16拡大)	
21 岐阜	6			隣接への 制限緩和 (H14)		(了)	△	H14より特色化選抜(定員の10～20%)を導入し隣接学区へ受験可能に / 今後の検討については未定	
22 静岡	10 (1)	実質的に撤廃	H15		了			*H15より前期=全県無制限、後期=隣接無制限。したがって、実質的には全県1学区に近い。	
23 愛知	2						◎	調整地域あり	
24 三重	3			隣接への 制限撤廃 H16	了			H13「基本計画」に学区撤廃を盛り込む。しかしH16撤廃の方針は見送り、隣接無制限に(従来は隣接5～15%)	
25 滋賀	6	6→1	H18		了			検討委 H15.6～H16.6答申 → H16.11方針決定	
26 京都	8			9→8 H16		○		一部校で他学区からも入学可(府北部では率を制限)	
27 大阪	9					○		検討委 H16.6～H17.5答申…4学区への拡大を提言	
28 兵庫	17			17→16 H17			○	●明石など南部5市で総合選抜実施中	
29 奈良	2						◎		
30 和歌山	1	9→1	H15		了			(教育協議会H10～H12.3学区自由化を提言 以降、庁内で検討→法改正に遭遇 → H14.5 撤廃方針決定	
31 鳥取	3					○		なし / 教育審議会で検討予定	
32 島根	2 (実質13)						○	東西2学区5%、さらに8校に小学区を設け8%に制限 また、松江市在住者は完全小学区。学区外枠なし。	
33 岡山	6			(21→6) (H11)		(了)	○	(H11学区拡大にあわせ岡山・倉敷市の総選廃止)	
34 広島	6	6→1	H18	15→6 H15	了			(H10総選廃止) H15拡大 → H17.5 方針決定	
35 山口	7			(26→7) (H14)		(了)	○	5%、10%、30%	
36 徳島	3			総選廃止 H16	了			H16徳島市内の総合選抜廃止 学区外枠は8%	
37 香川	2	2→1	H19		了			検討委H16.6～H17.7報告「撤廃」→ 意見募集中	
38 愛媛	3						◎	5%	
39 高知	4					○		H18より学区外6.65or3.8%→10%の方向で意見募集中 ／ その他県全体の学区はH18以降に検討予定	
40 福岡	14			15→14 H15			○	調整地域あり / 再編に伴う学区統合は継続(H19に13学区の予定)。ただし抜本的見直しの予定なし。	
41 佐賀	4						◎	20%	
42 長崎	7			32→7 H15	了			7% 調整区域あり / H15学区拡大に併せ総選廃止	
43 熊本	8						◎	5% 調整区域あり	
44 大分	12	6→1	H20	12→6 H18	了			7%、3%、1% / H18に拡大、H20に撤廃	
45 宮崎	10			総選廃止 H15		○		5%、10%、30% / H15総選廃止、今年度から検討開始	
46 鹿児島	12					○		なし / 今年度から外部委員会による検討開始	
47 沖縄	7			36→7 H17	了			10% (従来は高校ごとに学区を設定)	
県数 →	撤廃8 (+1)、予定7			拡大13 (H11～を含めると19)			◎	H11以降の変更なし、今後の検討予定もなし = 7県	

専門学科の学区の状況

(1) 全県1学区とする都道府県 … 41都府県

(2) 学区を設定する都道府県 … 6府県(うち撤廃予定3県)



学区のある県	学区の設定
山梨	[平成19年度より全県1学区(全高校)]
長野	4学区制。ただし、県内唯一の学科(工業系3学科)は全県1学区。また、隣接学区への入学は無制限としているため、地理的条件からして実質的に全県1学区。
滋賀	[平成18年度より全県1学区(全高校)]
京都	職業系の学科延べ54学科中、16学科に学区あり。
奈良	[平成18年度より全県1学区(全高校)] ただし、専門学科は従来より学区の弾力的運用により、実質的には全県1学区だった。
島根	職業系の学科延べ43学科中、13学科(実質4学科)に学区あり。30学科は全県1学区。

※H18.4.1現在:職業系の学科延べ42学科中、10学科(実質3学科)に学区あり。32学科は全県1学区。

学区の変遷 — 松江3校と「地域」設定校を中心に —

年度	松江3校	「地域」設定校と地域外入学枠など																	
S25	●松江高校 小学区…松江市・八束郡	【学区制導入 = 全高校に学区(小学区)を設定】 (学区外入学枠の導入：S31…5% → S39…10%)																	
S36	●松江北・松江南高校開校 松江市に居住する者が、市内の普通科を志願する場合、 大橋川以北 → 松江北 大橋川以南 → 松江南	★松江北・松江南2校の市内限定小学区スタート																	
S40	出雲・隠岐4市10郡(県東部全域)を通学区域とする。 ただし、東西2学区化の中、松江北・南2校のみ、松江市内の小学区を継続。	【大学区制への移行 = 東西2学区制】 ・普通科、専門学科ともに東西2学区を基本とする(学区外入学枠は5%) ・全県学区…水産(S25より)、家政・女子経済(S38より) (一部の農業系、工業系学科にも全県学区あり)																	
S44	松江市に居住する者が、市内の普通科及び理数科を志願する場合、 大橋川以北 → 松江北 大橋川以南 → 松江南(理数科新設)	※その後、専門学科は徐々に全県学区へ移行。 また、新設学科のほとんどは全県学区。																	
S48	同 上	【「地域」設定スタート】 下記3校の全日制普通科は、地域外からの合格者を、定員のおおむね15%以内(学区外からの合格者を含む)に制限。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>地域</th> <th>校名</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江北</td> <td>松江市、八束郡</td> <td>浜田</td> <td>浜田市、那賀郡</td> </tr> <tr> <td>松江南</td> <td>松江市、八束郡</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	校名	地域	校名	地域	松江北	松江市、八束郡	浜田	浜田市、那賀郡	松江南	松江市、八束郡							
校名	地域	校名	地域																
松江北	松江市、八束郡	浜田	浜田市、那賀郡																
松江南	松江市、八束郡																		
S49	同 上	下記4校の全日制普通科は、地域外からの合格者を、定員のおおむね15%以内(学区外からの合格者を含む)に制限。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>地域</th> <th>校名</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安来</td> <td>安来市、能義郡</td> <td>松江南</td> <td>松江市、八束郡</td> </tr> <tr> <td>松江北</td> <td>松江市、八束郡</td> <td>浜田</td> <td>浜田市、那賀郡</td> </tr> </tbody> </table>	校名	地域	校名	地域	安来	安来市、能義郡	松江南	松江市、八束郡	松江北	松江市、八束郡	浜田	浜田市、那賀郡					
校名	地域	校名	地域																
安来	安来市、能義郡	松江南	松江市、八束郡																
松江北	松江市、八束郡	浜田	浜田市、那賀郡																
S50	同 上	下記7校の全日制普通科は、地域外からの合格者を、定員のおおむね10%以内(学区外からの合格者を含む)に制限。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>地域</th> <th>校名</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安来</td> <td>安来市、能義郡</td> <td rowspan="2">大田</td> <td rowspan="2">大田市、邇摩郡、簸川郡(多伎町に限る)</td> </tr> <tr> <td>松江北</td> <td rowspan="2">松江市、八束郡</td> </tr> <tr> <td>松江南</td> <td>浜田</td> <td>浜田市、那賀郡</td> </tr> <tr> <td>出雲</td> <td>出雲市、簸川郡</td> <td>益田</td> <td>益田市、美濃郡</td> </tr> </tbody> </table>	校名	地域	校名	地域	安来	安来市、能義郡	大田	大田市、邇摩郡、簸川郡(多伎町に限る)	松江北	松江市、八束郡	松江南	浜田	浜田市、那賀郡	出雲	出雲市、簸川郡	益田	益田市、美濃郡
校名	地域	校名	地域																
安来	安来市、能義郡	大田	大田市、邇摩郡、簸川郡(多伎町に限る)																
松江北	松江市、八束郡																		
松江南		浜田	浜田市、那賀郡																
出雲	出雲市、簸川郡	益田	益田市、美濃郡																

年度	松江3校	「地域」設定校と、地域外からの入学枠																													
S56	同上	<p>下記7校の全日制普通科は、地域外からの合格者を、定員のおおむね8%以内(学区外からの合格者を含む)に制限。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>地域</th> <th>校名</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安来</td> <td>安来市、能義郡</td> <td rowspan="2">大田</td> <td rowspan="2">大田市、邇摩郡、簸川郡(多伎町に限る)</td> </tr> <tr> <td>松江北</td> <td rowspan="2">松江市、八束郡</td> </tr> <tr> <td>松江南</td> <td>浜田</td> <td>浜田市、那賀郡</td> </tr> <tr> <td>出雲</td> <td>出雲市、簸川郡</td> <td>益田</td> <td>益田市、美濃郡</td> </tr> </tbody> </table>	校名	地域	校名	地域	安来	安来市、能義郡	大田	大田市、邇摩郡、簸川郡(多伎町に限る)	松江北	松江市、八束郡	松江南	浜田	浜田市、那賀郡	出雲	出雲市、簸川郡	益田	益田市、美濃郡												
校名	地域	校名	地域																												
安来	安来市、能義郡	大田	大田市、邇摩郡、簸川郡(多伎町に限る)																												
松江北	松江市、八束郡																														
松江南		浜田	浜田市、那賀郡																												
出雲	出雲市、簸川郡	益田	益田市、美濃郡																												
S58	<p>●松江東高校開校</p> <p>ア. 松江市および八束郡の居住者が、松江市内の普通科を志願する場合、保護者の居住地により出願校を決定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>保護者の居住地(各中学校区)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江北</td> <td>松江一、松江三、古江、秋鹿、大野、鹿島</td> </tr> <tr> <td>松江南</td> <td>湖南、松江四(うち古志原小校区)、東出雲、八雲、玉湯、宍道</td> </tr> <tr> <td>松江東</td> <td>松江二、松江四(古志原小校区を除く)、本庄、島根、野波、八束、美保関南、美保関北</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 松江市に居住する者が、松江市内の理数科を志願する場合、 大橋川以北 → 松江北 大橋川以南 → 松江南</p>	校名	保護者の居住地(各中学校区)	松江北	松江一、松江三、古江、秋鹿、大野、鹿島	松江南	湖南、松江四(うち古志原小校区)、東出雲、八雲、玉湯、宍道	松江東	松江二、松江四(古志原小校区を除く)、本庄、島根、野波、八束、美保関南、美保関北	<p>下記8校の全日制普通科は、地域外からの合格者を、定員のおおむね8%以内(学区外からの合格者を含む)に制限。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>地域</th> <th>校名</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安来</td> <td>安来市、能義郡</td> <td>出雲</td> <td>出雲市、簸川郡</td> </tr> <tr> <td>松江北</td> <td rowspan="2">松江市、八束郡</td> <td rowspan="2">大田</td> <td rowspan="2">大田市、邇摩郡、簸川郡(多伎町に限る)</td> </tr> <tr> <td>松江南</td> </tr> <tr> <td>松江東</td> <td>浜田</td> <td>浜田</td> <td>浜田市、那賀郡</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>益田</td> <td>益田市、美濃郡</td> </tr> </tbody> </table>	校名	地域	校名	地域	安来	安来市、能義郡	出雲	出雲市、簸川郡	松江北	松江市、八束郡	大田	大田市、邇摩郡、簸川郡(多伎町に限る)	松江南	松江東	浜田	浜田	浜田市、那賀郡			益田	益田市、美濃郡
校名	保護者の居住地(各中学校区)																														
松江北	松江一、松江三、古江、秋鹿、大野、鹿島																														
松江南	湖南、松江四(うち古志原小校区)、東出雲、八雲、玉湯、宍道																														
松江東	松江二、松江四(古志原小校区を除く)、本庄、島根、野波、八束、美保関南、美保関北																														
校名	地域	校名	地域																												
安来	安来市、能義郡	出雲	出雲市、簸川郡																												
松江北	松江市、八束郡	大田	大田市、邇摩郡、簸川郡(多伎町に限る)																												
松江南																															
松江東	浜田	浜田	浜田市、那賀郡																												
		益田	益田市、美濃郡																												
S59 H17	<p>※中学校の統廃合があったが、普通科・理数科とも上記の枠組みを継続。 [平成17年度:普通科の学区]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保護者の居住地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江北</td> <td>松江一、松江三、湖北、鹿島</td> </tr> <tr> <td>松江南</td> <td>湖南、松江四(うち古志原小校区)、湖東(うち大庭小校区)、八雲、玉湯、宍道、東出雲</td> </tr> <tr> <td>松江東</td> <td>松江二、松江四(うち津田小校区)、湖東(うち竹矢小校区)、本庄、島根、八束、美保関</td> </tr> </tbody> </table>		保護者の居住地	松江北	松江一、松江三、湖北、鹿島	松江南	湖南、松江四(うち古志原小校区)、湖東(うち大庭小校区)、八雲、玉湯、宍道、東出雲	松江東	松江二、松江四(うち津田小校区)、湖東(うち竹矢小校区)、本庄、島根、八束、美保関	<p>※上記の枠組みを継続 *新たな市町村の枠組み(H17年度末見込)で示すと…</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th> <th>地域</th> <th>校名</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安来</td> <td>安来市</td> <td rowspan="2">出雲</td> <td rowspan="2">出雲市(旧平田市を除く)、簸川郡斐川町</td> </tr> <tr> <td>松江北</td> <td rowspan="3">松江市、八束郡東出雲町</td> </tr> <tr> <td>松江南</td> <td>大田</td> <td>大田市、出雲市多伎町</td> </tr> <tr> <td>松江東</td> <td>浜田</td> <td>浜田市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>益田</td> <td>益田市</td> </tr> </tbody> </table>	校名	地域	校名	地域	安来	安来市	出雲	出雲市(旧平田市を除く)、簸川郡斐川町	松江北	松江市、八束郡東出雲町	松江南	大田	大田市、出雲市多伎町	松江東	浜田	浜田市			益田	益田市	
	保護者の居住地																														
松江北	松江一、松江三、湖北、鹿島																														
松江南	湖南、松江四(うち古志原小校区)、湖東(うち大庭小校区)、八雲、玉湯、宍道、東出雲																														
松江東	松江二、松江四(うち津田小校区)、湖東(うち竹矢小校区)、本庄、島根、八束、美保関																														
校名	地域	校名	地域																												
安来	安来市	出雲	出雲市(旧平田市を除く)、簸川郡斐川町																												
松江北	松江市、八束郡東出雲町																														
松江南		大田	大田市、出雲市多伎町																												
松江東		浜田	浜田市																												
		益田	益田市																												

平成17年8月29日

県立高等学校通学区域検討委員会

会長 山下政俊 様

島根県教育委員会教育長

広沢卓嗣

次の事項について理由を付して諮問します。

県立高等学校の通学区域（学区）のあり方について

（理由）

本県における県立高等学校の通学区域は、高等学校教育の普及と機会均等の理念に基づき、昭和25年4月に初めて施行されました。施行当初は各高校、学科ごとの小学区制を実施し、その後、学区外入学の許容や、昭和40年における東西2学区制の採用など、数度の変遷を経て現在に至っております。

この間、本県の高校進学率は98%に達し、実質的に高校全入という状況に至ったこと、また、高校からの大学進学率も40%を超えるなど、高校の役割やこれを取り巻く状況は大きく変貌を遂げました。

本県における現行の通学区域は、東西2学区に全県1学区や小学区を併用したものとなっておりますが、これは昭和58年度の形を踏襲したものであり、この20年あまり、基本的な枠組みに変更はありません。

その間、国においては、規制緩和を一層推進する観点から、平成14年1月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正があり、その結果、公立高校の通学区域を設定するか否か、またどのように設定するかについて、その判断がすべて各教育委員会に委ねられることとなりました。これを受け、全国的には、通学区域を弾力化する動きが進んでいるところです。

また、平成16年から17年にかけてのいわゆる平成の大合併により、県内市町村の枠組みに大きな変更があり、その観点からも、現行の通学区域を見直す必要が生じております。

こうした状況を踏まえ、生徒一人ひとりの自己実現と、学校活性化のため、県立高等学校の通学区域はどうあるべきか、検討する必要があります。これからの時代にふさわしい通学区域のあり方について、地域の実情も考慮しながら、総合的な見地からご審議をお願いするものであります。

参考資料 4

県立高等学校通学区域検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 県立高等学校通学区域のあり方について検討するため、県立高等学校通学区域検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に応じて協議検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、15人程度の委員で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、産業経済・教育事業関係者、地域活動関係者、学校教育関係者及び県民から公募した者のうちから、教育長が委嘱する。

3 検討委員会に会長および副会長をそれぞれ1名置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選によって決定する。

5 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、教育委員会事務局高校教育課県立学校改革推進室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年8月29日から施行する。

資料5

県立高等学校通学区域検討委員会 委員名簿

氏名	職業等	備考
山下 政俊	島根大学教育学部長	(会長)
大橋 敏博	島根県立大学総合政策学部 教授	
藤原 秀晶	山陰中央新報社 論説委員	
和田 敏文	島根県商工会議所連合会 幹事長	
山河 健二	ベネッセコーポレーション 高校事業部 副部長	
多田 厚子	主任児童委員	
藤澤 真紀子	小国福祉会おぐに保育園 保育士	
錦織 靖雄	島根県公立高等学校長協会 会長	H18.3.31 まで
佐藤 健治	島根県公立高等学校長協会 会長	H18.4.27 から
吉迫 哲哉	島根県中学校長会 会長	
大多和 聡宏	島根県私立中学高等学校連盟 会長	
福島 律子	島根県都市教育長会 会長	
鞆嶋 弘明	島根県町村教育長会 会長	
廣原 俊平	島根県高等学校PTA連合会 会長	
竹村 一秀	島根県PTA連合会 会長	(副会長)
岸 光研	公募委員	
三好 美弥子	公募委員	

参考資料6

県立学校通学区域検討委員会 検討内容

回	項目	内容
第1回 [H17. 8. 20]	○会長・副会長の選出 ○諮問 ○通学区域の現状について ○県政モニターアンケート結果 ○県民意識調査の実施方法について	■通学区域の現状を踏まえたフリーターキング
第2回 [H17. 10. 5]	○論点整理	■東西2学区制 ・普通科、理数科、商業科、機械科、建築科 ■普通科8校の「地域」設定 ・安来、松江北、松江南、松江東、出雲大田、浜田、益田
H17. 11月	「通学区域に関する意識調査」	
第3回 [H17. 12. 26]	○高校のあり方について ○「県民意識調査」の結果について ○論点整理	■「県立学校後期再編成計画」等 ■普通科8校の「地域」設定 ・安来、松江北、松江南、松江東、出雲大田、浜田、益田 ■松江3校普通科の小学区制 ・松江北、松江南、松江東
第4回 [H18. 1. 10]	○関係者意見聴取・質疑応答 ○論点整理	□関係者…松江北・松江南・松江東高校長 ■松江3校普通科の小学区制 ・松江北、松江南、松江東
第5回 [H18. 2. 14]	○論点整理	■松江3校普通科の小学区制 ・松江北、松江南、松江東 ■松江2校理数科の小学区制 ・松江北、松江南
H18. 3. 10	●県議会(文教厚生委員会)報告	
第6回 [H18. 3. 16]	○論点整理 ○関係者意見聴取・質疑応答 ○論点整理	■松江2校理数科の小学区制 ・松江北、松江南 □関係者…平田高校長 ■出雲高校の「地域」設定 (市町村合併に伴う旧平田市への対応)
第7回 [H18. 3. 27]	○全体まとめ ○答申(案)骨子について	
H18. 4. 17 ~5. 12	○パブリックコメント	(意見数は9)
第8回 [H18. 6. 29]	○答申について	■答申の確定
H18年7月	【答申】	

※答申を踏まえ、平成18年度中に県教委が新たな通学区域規定を策定する。適用年度は未定である。

参考資料7 県民意識調査の自由意見

区 分			回収数	自由意見記入者数	割合
一般県民			1,246	398	31.0%
中学 3年生	生徒	松江市	1,857	151	8.1%
		松江市以外	706	36	5.1%
	保護者	松江市	1,353	152	11.2%
		松江市以外	720	119	16.5%
高校 1年生	生徒	松江市	1,903	67	3.5%
		松江市以外	641	20	3.1%
	保護者	松江市	1,526	188	12.3%
		松江市以外	625	66	10.6%
合 計			10,496	1,197	11.4%

- ・自由意見を記入した人の割合をみると、一般県民が3割を超える他、中学3年生・高校1年生共に保護者の回答が多い。
- ・特に中学3年生の松江市以外の保護者においては回収数の16.5%が自由意見を記入している。
- ・「1 調査概要」でまとめた回収率でも松江市以外の生徒とその保護者の回収率は9割を超えるものであり、通学区域の問題に対する関心の高さが伺える。
- ・通学区域の是非を問うまえに、「こんなに複雑な仕組みはアンケート調査で初めて知った」など現行の通学区域の規制が複雑でわかりにくいという意見が多くみられた。
- ・自由意見で多くみられたのは、「地方のハンディをなくしてほしい」「自由に選べる権利を平等に与えて欲しい」といった東西格差や地域間格差に対するご意見であった。
- ・現行の通学区域に不自由を感じながらも、通学区域を撤廃すると「西部の方の高校がなくなってしまわないか・・・。」といった不安や、自由競争にすることで地方の学校がなくなり、「地元で通える学校がなくなってしまわないか・・・。」といった不安も多かった。
- ・松江市内の小学校区による3校の通学区域に関しては、自宅から遠い方の学校へ通わなければならないことへの不満から、「実際に歩いて校区設定をして欲しい」という意見もみられた。
- ・保護者の意見として「都会のような受験戦争で、子供に過度な競争をさせたくない」という意見もみられた。
- ・行きたくなるような魅力ある学校づくりが先行されなければならないといったご意見や、特色ある学校づくりのために学校側も積極的に取り組んで欲しいといったご意見も寄せられた。
- ・専門学校については、通学区域は撤廃し、各学校にそれぞれ特色をもたせて行くことが望ましいという意見も多くみられた。
- ・保護者からは、「アンケート調査を行ったことで受験を控えた中学生に動揺がみられた」というご意見も寄せられた。
- ・この他にも、アンケート調査票に対するご意見や、教育委員会へのご意見なども寄せられた。

パブリックコメントの意見

意見募集期間 平成18年4月17日(月)～5月12日(金)

意見提出方法 郵便、ファクス、電子メール

《分類》

- 地域外入学8% = A
- 東西2学区 = B
- 松江市内普通科 = C
- 松江市内理数科 = D
- 通学区域全般 = E
- その他 = F

分類	番号	ご意見
A	1	地域外入学卒のため近くの高校に進学できない。撤廃が大幅に緩和してほしい。
	2	
	3	地域外入学卒のため、同じ成績でも地域外の生徒が不合格になるのは不公平。撤廃の方向で検討してほしい。
B	4	東西2学区制及び学区外入学卒は、中山間地域の生徒に配慮して撤廃してほしい。
C	5	松江市内3校の普通科小学区制のために、近くに高校があっても遠くの高校に進学せざるを得ない。部活動をしていると通学が大変。小学区制の撤廃、もしくは「自由卒」などの制度を作してほしい。
	6	同じ中学校の生徒でも、居住地によって別の高校へ進学しなければならないのは不公平。通学距離やバスの便も考慮して判断すべき。進学した高校によっては、通学や保護者による送迎が大変。生徒数減少に伴う空き教室を利用すれば、小学区制を撤廃してもやっていけるのではないか。
	7	松江市内3校の普通科小学区制をなくしたら、3校の間に序列ができるのは間違いない。生徒やその親の間に優越感や劣等感が広がる。基本的に現状を大きく変えない勇気を持ってほしい。
E	8	近くの高校に通う方が良いという考えは、遠くても是非学びたい高校のある生徒にとっては障害になる。全ての人に平等に(ユニバーサルデザイン)という考え方からしても不平等。是非自由化の方向で検討してほしい。
F	9	斐川町に中高一貫校(全寮制・男女共学)を設置してほしい。